

美味しまね認証等取得支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="277 220 969 256">美味しまね認証等取得支援事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="488 284 1104 368">制 定 令和7年4月3日付け 産支第4号 <u>一部改正 令和7年5月31日付け 産支第158号</u></p> <p data-bbox="159 432 416 464">(第1～第3 省略)</p> <p data-bbox="159 528 416 560">(補助金の交付申請)</p> <p data-bbox="141 576 331 608">第4 (省略)</p> <p data-bbox="141 624 1104 1015">2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る<u>消費税等仕入控除税額</u>が明らかでないものについては、この限りではない。</p> <p data-bbox="159 1078 416 1110">(第5～第6 省略)</p> <p data-bbox="185 1174 331 1206">(実績報告)</p> <p data-bbox="141 1222 331 1254">第7 (省略)</p> <p data-bbox="141 1270 1104 1390">2 事業実施主体は、実績報告を行うにあたっては、当該補助金に係る<u>消費税等仕入控除税額</u>が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p data-bbox="159 1453 472 1485">(第8から第9まで省略)</p>	<p data-bbox="1263 220 1955 256">美味しまね認証等取得支援事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1503 284 2096 368">制 定 令和7年4月3日付け 産支第4号 <u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1151 432 1408 464">(第1～第3 省略)</p> <p data-bbox="1151 528 1408 560">(補助金の交付申請)</p> <p data-bbox="1133 576 1323 608">第4 (省略)</p> <p data-bbox="1133 624 2096 1015">2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る<u>消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額</u>が明らかでないものについては、この限りではない。</p> <p data-bbox="1151 1078 1408 1110">(第5～第9 省略)</p> <p data-bbox="1178 1174 1323 1206">(実績報告)</p> <p data-bbox="1133 1222 1323 1254">第7 (省略)</p> <p data-bbox="1133 1270 2096 1390">2 事業実施主体は、実績報告を行うにあたっては、当該補助金に係る<u>消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額</u>が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p data-bbox="1151 1453 1464 1485">(第8から第9まで省略)</p>

(消費税等仕入控除税額の確定)

第10 知事は、第6第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該消費税等仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、知事に仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により確定した額を報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(第11省略)

(加算金及び延滞金)

第12 事業実施主体は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき(第9の第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金等の返還を命ぜられたときを除く。)は、その命令に係る補助金等の最後の受領の日(当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日)から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

(第13～第14 省略)

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第10 知事は、第6第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により確定した額を報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(第11省略)

(加算金及び延滞金)

第12 事業実施主体は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき(第10の第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金等の返還を命ぜられたときを除く。)は、その命令に係る補助金等の最後の受領の日(当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日)から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

(第13～第14 省略)

附 則 この要綱は、令和7年4月3日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年5月31日から施行する。

**別表**

区 分	事業実施主体	事業内容及び対象経費※4	補助率	補助金上限等
(1) 美味しまね認証等取得支援事業	次の要件すべてを満たす者とする (1) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう） (2) 農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等 (3) 農業経営の主要品目※1である農産物※2について、国際水準GAP認証又は美味しまね認証の取得予定者（初めて取得する場合に限る※3）	GAPの取組を实践するために必要な次に掲げる経費に対する助成 ①農薬保管庫 ②消火器 ③救急箱 ④燃料保管用具、携行缶 ⑤計量機器及び標準品 ⑥農産物取扱い施設における仕切り類、補修材料 ⑦作業記録用アプリケーションの利用料 ⑧飛散防止形照明、飛散防止カバー ⑨土壌検査 ⑩水質検査	事業費の1/2以内	補助金上限 1事業実施主体当たり 100千円  取得単価上限 100千円  事業費下限 30千円

- ※1 主要品目が複数ある場合は、少なくとも1品目で取得すること
- ※2 非食用作物の場合は、農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組む者
- ※3 一度認証を取得し、取下げた場合は対象としない
- ※4 補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努める

**【補助対象としない経費】**

- ・農業生産上通常必要な取組、及び単純更新や維持管理費
- ・自費又は他の助成により実施中のもの
- ・備品設置や修繕等に係る施工費
- ・アプリケーション利用に係る通信料
- ・支出を確認できる書類が無いもの
- ・振り込み手数料、代引き手数料、送料
- ・消費税及び地方消費税

(以下、省略)

附 則 この要綱は、令和7年4月3日から施行する。

(追加)

**別表**

区 分	事業実施主体	補助対象となる取組	補助率	補助金上限等
(1) 美味しまね認証等取得支援事業	次の要件すべてを満たす者とする (1) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう） (2) 農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等 (3) 農業経営の主要品目※1である農産物※2について、国際水準GAP認証（GLOBAL.G.A.P.、A.S.I.A.G.A.P.、J.G.A.P.を指す）又は美味しまね認証の取得予定者（初めて取得する場合に限る※3）	GAPの取組を实践するために必要な次に掲げる経費に対する助成 ①農薬保管庫 ②消火器 ③救急箱 ④燃料保管用具、携行缶 ⑤計量機器及び標準品 ⑥農産物取扱い施設における仕切り類、補修材料 ⑦作業記録用アプリケーションの利用料 ⑧飛散防止形照明、飛散防止カバー ⑨土壌検査 ⑩水質検査	事業費の1/2以内	補助金上限 1事業実施主体当たり 100千円  取得単価上限 100千円  事業費下限 30千円

- ※1 主要品目が複数ある場合は、少なくとも1品目で取得すること
- ※2 非食用作物の場合は、農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組む者
- ※3 一度認証を取得し、取下げた場合は対象としない

(追加)

**【補助対象としない経費】**

- ・農業生産上通常必要な取組、及び単純更新や維持管理費
- ・自費又は他の助成により実施中のもの
- ・備品設置や修繕等に係る施工費
- ・アプリケーション利用に係る通信料
- ・支出を確認できる書類が無いもの
- ・振り込み手数料、代引き手数料、送料
- ・消費税及び地方消費税

(以下、省略)